

18世紀ドイツある粉挽き屋の人間関係と村共同体

Human Relations of a Miller and the Village Community in the 18th Century Germany

下田 淳
SHIMODA Jun

一 遺言

1753年3月13日、ドイツ南部に位置したバイエルン選帝侯国北西部、ミュールリート村の粉挽き屋ゼバスティアン・オップロイトナーは、死の病に臥せていた。54歳であった。彼は、今、生のはかなさを痛感し、死を直感していた。そこで、近くのシュローベンハウゼン市－ミュールリート村から2キロ程度－在住の領主ザンディツェル伯の代官のところへ、妻のアンナ・カタリーナを遣わした。遺言書を作成するために、役人に自宅へ来ていただきたいと請願するためであった。夫婦には跡継ぎとなるべき子どもがいなかった。オップロイトナーの求めに応じ、領主側の役人が、オップロイトナーの水車小屋1階の部屋まで、わざわざ足を運んだ。遺言書の作成は、証人アウフェン・ペトリゲントの同席のもと、役人が口述筆記し、内容を読み上げ、それを遺言者が確認、訂正するという形で進められた。遺言の具体的内容を見てみよう⁽¹⁾。

遺言者は、まず、敬虔なキリスト教信者であることを表明しようとしている。死に際して、我が哀れな魂を神の計り知れない慈悲にゆだね、キリスト受難の功德、マリア、聖人たちの功德を通して、自らも慈悲深くありたいと述べる。亡骸は、カトリックの慣習にしたがって、シュローベンハウゼン市の聖ヤコブ教区教会の亡き母カタリーナのそばに、ミサの挙行をともなって埋葬するよう指示された。そして、30日目の法要には⁽²⁾、貧民に、1シェッフェルのライ麦（約174キログラム）から作ったパンが喜捨されることが述べられた。

次に、前述のシュローベンハウゼンのヤコブ教会、同地のフランシスコ会修道院、同じく第3修道会⁽³⁾の3団体に、何の見返りも要求せず（これはミサなどの教会的義務を意味している）、保有権移転の際、ブルッゲン水車小屋の向こうに位置している2タークヴェルク（約6815平方メートル）の年1回刈り取り可能採草地相当分の金額が、等分に遺贈されるよう指示された⁽⁴⁾。

第3に、遺言者は、すでに物故した兄弟のヨーゼフ・オップロイトナー－彼は隣接するプファッフェンホーフェン裁判区ダイムハウゼン村の農民であった－の3人の子どもたち、マリア・アンナ、ゲルトラウト、カタリーナ、およびまだ存命している姉妹のアンナ－彼女は、同じくプファッフェンホーフェン裁判区・エレンバッハ村の故ミヒャエル・ヴァイクスルバーマーの未亡人－に、つまり両家

(甥・姪と姉妹)に、等分に、領主様への906グルデン16クロイツァーの貸付金から、700グルデン、つまり各々350グルデンを遺贈するとした。

第4に、上記2つの家系に、彼らが、領主様への貸付金から何かしら得る、得ないにかかわらず、各々200グルデン、合わせて400グルデンが、父方（遺言者）分遺産として与えられる。それは、保有権移転の際に、200グルデンは現金で、残りの200グルデンは、25グルデンの年賦で支払われることとされた。

第5に、それなしには遺言書が成立しない規定、つまり相続人の指名を行う。つまり、遺言者は、その愛しき妻アンナ・カタリーナを、今までの良き結婚生活を鑑みて相続人として指名した。その場合、彼女は、遺言者による支払いや出費、後述する574グルデン42クロイツァーの負債を引き受けねばならない。そして、1730年7月1日に行われた彼らの結婚によって遺言者にもたらされた、あるいはそれ以来付け加わった完全所有（アイゲン）および保有財産（土地）、加えて、他人への貸付金、第3で前述した領主様への貸付金の残額、これらすべてを、遺言者の愛すべき妻に所属するものとした。さらに、1730年7月1日に作成された結婚契約書に基づき、遺言者が妻にもたらした1500グルデンの持参金Heiratsgutに対して、800グルデンの「お返し金」Rückfall - これは子どもなくして配偶者が死亡した際、その近親者に対して、持参金の一部から支払われるもの - が、（妻から上記2家に）支払われることが指示された。

最後に、遺言書の永続的効力と、遺言者自身による内容変更の可能性が確認され、遺言書の証人として、シュローベンハウゼン裁判区裁判所の弁護士2人、ヨハン・ゲオルク・ビューラーとマクシミリアン・アントニー・ヘゲナウアー、およびミュールリート村から、ヨーゼフ・ポイヒェルト、マルティン・プフリングラー、カスパー・アインミュラー、レオンハルト・ティロラー、ミヒヤエル・デルシュの5人の名前が挙げられている。そして、ザンディツェル伯の裁判領地エーデルスハウゼン（粉挽き屋はこの管轄下にあった）の領主代官兼裁判官ヨハン・シュテファン・トラップ - 彼は、シュローベンハウゼン裁判区長官、ハーゲナウ森林委員、ケルン、フライジング、リュティヒ、レーゲンスブルク各司教領の宮廷顧問官でもあった - の印鑑が押され、遺言書は完成された。

二 民法

ここで、当時の法律のなかの遺言書および相続に関する諸規定を、参考として、簡単に概観しておこう。バイエルンにおいては、1756年に民法が発布されるが、上記粉挽き屋の事例は1753年なので、1616年のラント法が、まだ有効であった。ここでは、両者ともに概観する。

まず、1616年ラント法⁽⁵⁾によれば、遺言書は、遺言者自ら、あるいは他の人によって、7人の証人（ここには公証人は含まれない）の前で書かれ、証人各人によって署名・捺印される。ただ、証人が字が書けない場合、書ける能力のある証人の代理署名・捺印も可能である。女性、14才未満の子ど

も、聾啞者などは証人となる資格はない。遺言書作成の際、公証人の同席は必ずしも必要ではないが、遺言書開封前の証人の死亡の可能性を鑑みれば、公証人、あるいはさらなる2人証人の同席が推奨される。前もって口述筆記された遺言書は、証人の前で読み上げられ、遺言者によって再確認されねばならない。農村部で証人の数が確保できない場合、疫病の流行の際などは、5人の証人でもよい。子ども（男子14才、女子12才未満）、狂人、聾啞者、帝国追放者、国家反逆者、異端者、誓願修道士などは、遺言者となれない。ある女性が全財産を遺贈され、遺言者に子どもがいた場合、その女性は子どもの後見人となる（以上第34章）。遺言書には必ず相続人が明記されること。嫡出子が相続人に指名されていないか、廃嫡するに不十分な理由から廃嫡された場合は、その遺言は無効である。廃嫡する場合、その理由を遺言書に明記する（第35章）。

父または母が、遺言書なくして死亡した際は、嫡出子が、同等に、全財産を相続する。その嫡出子が死亡していた場合は、その子ども、つまり孫が相続する。さらに曾孫へと相続権が移行する。父親ないし母親が再婚して生まれた子どもも、初婚時の子どもと同等な相続権をもつが、父方、母方財産を別々に相続する。親あるいは後見人の許可無く結婚した子どもに対して、親の存命中は、結婚持参金*Heiratsgut*、結婚支度道具*Fertigung*、その他の援助を与える必要はないが、遺言書がないならば、息子は完全な相続権を、娘は取り分の半分の相続権を有する（第40章）。私生児には、原則的に相続権はないが、父親は扶養の義務はある（第39章）。ある人物が、直系の相続者なくして、遺言書なく死亡した場合、両親を同じくする兄弟姉妹およびその子どもたちに同等の相続権がある。上記相続人不在の際は、異父（母）兄弟とその子どもたちに相続権がある（第41章）。

要するに相続は直系の血族が基本ということである。

子持ちの未亡人は、持参金を支払っていない場合、彼女が結婚時に夫にもたらした財産＝嫁入り支度道具、それに対する返礼として夫から受けとった「朝の贈り物」*Morgengabe*（支度道具の1/3相当を超えないように裁判所が査定）、夫婦が貯蓄したり稼いだ共同財産の子ども1人相続同等分、衣類などの私物、共同の家具・食器類から子ども1人相続同等分、夫から受けた贈与（原則1千ライン・グルデン相当まで）を受け取る。しかし、前妻の子どもがいる場合、夫からの贈与と、子ども1人同等分遺産に関して、彼女の取り分は、その子ども1人分より高くなってはならない。もし持参金を支払っていた場合は、持参金と同額の「お返し金」*Widerlag*が、妻に帰属する。さらに上述したものが、共同財産の子ども1人相続同等分は除いて、追加される。逆に、妻に先立たれた子持ちの夫は、子どもたちに、妻からもたらされたすべての財産を渡す。さらに、「朝の贈り物」、妻の私物も子どもに渡すが、持参金は夫のもとに留まる。

要するに配偶者には一定の法定取り分があった。

配偶者の一方が先立ったが、子どもがいなく、持参金も支払われていない場合、残された配偶者は、物故した配偶者の相続人（両親や兄弟姉妹が想定される）に、物故した配偶者がもたらした財産を返

却する。しかし共同財産は、生存している配偶者のもとに留まるが、半分だけ利用でき、残り半分は、その死後、先に物故した配偶者の相続人に渡る。持参金が支払われていた場合、物故した配偶者がもたらした財産のうち、持参金は生存している配偶者のもとに留まるが、その他は物故した配偶者の相続人へ渡る。共同財産も、生存している配偶者のもとに留まるが、上記同様、死後、共同財産の半分が、持参金とともに（全額か何割かの明記なし）、先に物故した配偶者の相続人に渡る。（第1章）。

付け加えれば、遺言書以外でも、土地の遺贈、譲渡は、契約文書という形、あるいは実際の引き渡しという形で可能であり、その際、上級所有者（領主）の承認が必要であった（第11章）。

1756年民法⁽⁶⁾は、第3部で「相続」について規定する。ここでも、重要な箇所のみ、拾い読みする。第1章は、相続の一般規定である。子ども、被扶養者が相続人の場合、父親あるいは後見人が代理する（5条）。共同相続人の間で、相応の相続分が割り当てられる裁判に際して、次のことが注意される。共同相続分を管理する1人の相続者は、共同相続者に相応の帰属分を保障する義務があること。未成年者は後見人および当局の許可なくして分与分を要求できないこと。遺産に属するすべてが分割の対象となること。毒、禁止本、窃盗物など有害、不道義な物は遺産分割の対象ではないこと。不動産については、長男が、彼が他の共同相続人に相応に一定分支払うことができる限り、相続の優先権をもつこと。父親の遺産は、妻や他の相続人の前に、子どもたちに分割優先権があること。その他は各相続地位に従って分割されること。信託遺贈（後述）やその他の譲渡できない土地財産では、その収益のみが分割されること（14条）。誰かが死亡したら、相続人はただちに当局に通知し、遺産は、当局によって差し押さえられ、財産目録化され、その後相続人に引き渡される（17条）。

第2章は遺言一般について規定する。遺言には、遺言者がまだ生存している時から効力を発するものと、その死亡後に初めて効力をもつものとの2種類存在する（1条）。遺言は、遺言者の意向に応じて、遺言書Testamentと、終意処分書Kodizill、遺贈Legat、贈与Donationおよび信託遺贈Fideikommissに分かれる（2条）。遺言の撤回は可能である（4条）。遺言作成には証人が必要である（10条）。遺言の裁判所による確認は必要ではないが、遺言者によって要求されれば、それは当局によって行われなくてはならない（13条）。遺言書の開封・公表は、遺産の差し押さえを行った当局が原則的に行う（14条）。遺言執行人は遺言者によって指名されるが、未成年者、精神障害者、聾啞者、盲人には資格がない。執行人の指名は遺言そのもののみならず、その他の文書や口頭でも行える（16条）。遺言執行人は当局によって認可されなくてはならない。執行人が遺言の執行業務を拒否した場合、最終的には当局がそれを肩代わりする（17条）。

第3章から第10章までは、各種遺言について詳述している。まず、いわゆる遺言書は相続人が指名された遺言をいい、文書でも口頭でも作成される（3章1条）。14才未満の未成年者、精神障害者、聾啞者、酩酊者など十分な意思表示をできない人、異端者、背信者（ユダヤ人には適用されない）、いまだ父権下にある人は、遺言人とはなれない（3条）。正式の遺言書は、7人の証人の前で作成さ

れ、遺言人および証人の署名（証人は捺印も）が付されねばならない。義務ではないが、公証人、さらなる証人を加えることが推奨される。遺言書は、遺言人自ら書いても、他人に代筆してもらってもよい。遺言人が文盲である時は、筆記された遺言書の朗読が必要である。遺言人が字を書く能力がない場合は、8番目の証人が公証人が代わりに署名する。遺言人自ら遺言書を書いた時は、彼の署名は不要である。証人は、筆記能力のない別の証人の代理署名が可能である（4、5条）。口頭で作成される遺言書に関して、確かに文書は必要ではないが、遺言人は7人の証人の前で、あるいは前もって遺言の内容を記録させ、それは証人の前で読み上げられる。口頭の遺言書では、公証人の同席は、文書遺言書よりは必要ではないが、推奨される。しかし記録され、文書化された内容は、決して文書遺言書ではなく、あくまで口頭遺言書である（6条）。遺言書の根本部分は相続人の指名である。相続人は1人でも複数でもよい。1人しか指名されていない場合、彼が全財産を相続する（9条）。父親は、非嫡出子を、遺言人が直系、傍系にも親戚をもたないなら、相続人として指名できる（13条）。緊急（法定）相続人とは合法的に廃嫡の対象となり、遺留分相続人として設定されなくてはならない者で、直系の子ども（孫）、両親（祖父母）のうち、最も近い親等者であるが、卑属（子孫）が尊属（祖先）の上位に来る。つまり子ども（孫）が存在する場合、両親（祖父母）は緊急相続人ではない（14条）。遺留分は、通常、合わせて、遺産の3分の1であるが、緊急相続人が5人以上の場合、合わせて半分となる（15条）。廃嫡は、遺言書で明記されねばならない。その際、廃嫡の理由が明記されねばならない（16条）。父親（あるいは祖父）は、父権下にある相続人が成年に達する前に死亡した際、1人の代理被後見人を相続人として立てることができる（20条）。遺言人は、遺言を、その死の時まで撤回、変更できる（26条）。

第4章は、裁判記録上での遺言など特殊な遺言書に関する条項であるが省略する。第5章は終意処分書についてである。これは、相続人指名や廃嫡を、その中で行う必要のない遺言で、別に遺言書があれば、その下位の付属文書と位置づけられる（1、2条）。遺贈（第6章）は、それによって、誰かが何かを手に入れる遺言である（1条）。遺贈は、遺言書か終意処分書で規定される（7条）。贈与は、贈与者が生存中に起こるものと、彼の死後効力を発するものがあるが、後者は、今日では遺贈とみなされる（第8章、1、3条）。全財産あるいは一部を、誰かに委託する遺言を信託遺贈と呼ぶ。信託遺贈された人は信託された財産を原状回復（維持）しなければならない。（第9章1、2条）。信託遺贈は、遺言書のみならず終意処分書でも規定される（4条）。信託遺贈された財産は売却できない原則である。信託遺贈を受ける人は単独の男性が相応しい（第10章2条、23条）。

第11章は、将来の相続人間での将来の遺産についての協約についてである。これはローマ法では禁止されているが、ドイツ法や慣習では禁止されていない（1条）。

第12章は、遺言なき場合の法定相続を規定する。この場合の相続人は、子ども、その子孫、次に親、その祖先、その次に傍系親族（兄弟など）の順となる。複数の相続人が存在する場合、遺産は均分に

相続される。複数の子どものうち、誰かが死亡していれば、彼の相続権は孫へ移る。生存している子どもは、死亡した子どもの孫の相続権を排除できない。父親の死後に生まれた子、女性、聖職者も相続から排除されない。複数の婚姻からの子どもは、その共通両親の遺産を同等に相続する。貴族家系の場合、長男に男子優遇分Mannsvortel（男子に多く分与される制度）が与えられる。非嫡出子は、生計維持費を除いては、原則的に相続権はない（1、2条）。直系・傍系のいかなる血族も存在しない場合、遺産は公庫へいたる（5条）。

配偶者の相続分については第1部第6章の「婚姻」のところで規定されている。まず、夫が妻より先に死亡して子どもが存在する場合、妻には、彼女にもたらされたすべての財産、「朝の贈り物」、共同財産から子ども1人相続同等分、衣類など彼女の身体に付属するもの、共有の家財道具から子ども1人相続同等分、夫からの贈与、彼女がもってきた持参金、「お返し金」（持参金に対する妻への返戻金、これは妻の存命中のみ使用可）が帰属する（36条）。妻が夫より先に死亡して子どもがいる場合、夫は、子どもに妻の財産を渡す。さらに、「朝の贈り物」、妻の衣類など身体に属したのも子どもに渡す。持参金は、何の契約もなければ、夫の存命中は、彼のもとに留まる（37条）。一方の配偶者が他方より先に死亡して子どもがいない場合、生存している配偶者は、死亡した配偶者の相続人に、死亡した配偶者からもたらされたすべての財産（ベットは除く）を渡す。共同財産は、生存している配偶者のもとに留まるが、半分だけ利用可で、残り半分は、その死後、先に死亡した配偶者の相続人に渡る。持参金や「お返し金」を取り交わしているならば、生存している妻は持参金を返却され、「お返し金」も、生存中利用できる。妻が先に死亡した場合は、夫は「お返し金」を返却され、持参金も存命中利用できる（38条）。

以上、両法律の諸条項を概観したが、ほとんど変更は見られない。持参金は嫁ぐ方が支払い、「朝の贈り物」や「お返し金」は、嫁がれる方が、その見返りとして支払う。これらは、一方の配偶者の死後も、生存している配偶者の手元に残るが、その死後、一部は子どもないし相続人へ返却される。上記オプロイトナーの遺言書では、妻の生存中に、「お返し金」を近親者に返還するよう指示されているが、これはオプロイトナーが、妻カテリーナの所へ婿として入り、その際、持参金を支払ったことを意味している。

相続、遺言の規定にもほとんど変更は見られない。相続は、子どもたちの中の均分相続が原則であり、法定遺留分も規定されている。ただ、1756年民法では、不動産に関しては、長男の相続優先権をうたっており、これは土地の分割の防止を明確化した規定である。オプロイトナーの遺産、とりわけ不動産は、遺言書がなければ、直系の血族がいないので、傍系に分割されて渡る可能性があった。オプロイトナーは、それを防ぐために、妻を相続人として指名したのである。彼の不動産がどれくらいあったかは後述する。

三 借金

オップロイトナーは多くの人にお金を貸し付けていた。彼は、それも役人の前で口述し、記録化されている⁽⁷⁾。負債人の名前、住所、職業、金額などは以下の通りである。

名前	住所	職業	金額	備考
M. Suppmayr	ミュールリート		1G30K	ライ麦（粉挽き）代
M. Mayr	ランゲンモーゼン	パン屋	9G	ライ麦（粉挽き）代
B. Dalfmayr	オーバーラウターバッハ	居酒屋	14G32K	
H. Stegmayr	エーデルスハウゼン		9G33K	Heisspaur（屋号）
C. Ainmüller	ミュールリート		32k	農作業の労賃
A. Ohenprunner	エーデルスハウゼン		16K	木1本運搬費
J. Widtmann	ランゲンモーゼン		5G	
ランゲンモーゼン村	ランゲンモーゼン		40K	牧人小屋の農作業労賃
H. G. Erhart	ランゲンモーゼン	家具職人	58K	
J. Mezger	ランゲンモーゼン	風呂屋	32K	
Mathias	ランゲンモーゼン	織工の下僕	32K	苗字記載なし
T. Wurzer	ランゲンモーゼン		32K	農作業の労賃
M. Sedl	ランゲンモーゼン		32K	
M. Hopf	ランゲンモーゼン		1G	
Blasypaur	ヴァイツェンリート	名前は屋号	2G30K	ライ麦代(1/2 シェッフエル)
R. Lenz	ジーフホーフェン		4G10K	
名前記載なし	エーデルスハウゼン	樹脂採取人	1G31K	
T. Högenauer	リンデン		12G	
Geigerpaurin	エーデルスハウゼン	名前は屋号	2G55K	未亡人
F. Leuttenstern	ミュールリート		2G57K	
J. Marb	ランゲンモーゼン		6G35K	
J. Hartmann	ランゲンモーゼン		2G22K	
W. Insinger	リート		5G	
M. Ainmühler	リート		6G49K	
J. Preiss	ランゲンモーゼン	仕立て屋	1G38K	
領主	エーデルスハウゼン		90 6G16K	
合計			999G52k	

G=グルデン、K=クロイツァー

26箇所に貸し付け、全部で999グルデン52クロイツァーである。大部分の金額をエーデルスハウゼンの領主が借金している。エーデルスハウゼンはザンディツェル家のホーフマルク（貴族の下級裁判領域）であり、エーデルスハウゼン系ザンディツェル家は1752年に断絶していた。1753年当時、エー

デルスハウゼンはホーフマルク・ザンディツェルを本拠地とする本家ザンディツェル家が支配していた⁽⁸⁾。従って、ここの領主とは、本家ザンディツェル家を意味している。本家は断絶した分家の負債を引き受けたものと推測される。ザンディツェル・エーデルスハウゼン間は約8キロである。ミュールリート・ザンディツェル間は約7キロ、ミュールリート・エーデルスハウゼン間は約5キロである。領主への貸付金の内訳は、純粋な貸付金が1752年までの利子も含めて、878グルデン52クロイツァー、1752年と53年分として支払われた現金年貢Stift、15グルデン24クロイツァー、そして、ジモン・ティロラーに渡された2シェッフエルのライ麦の代金12グルデンである。1グルデンは60クロイツァーであるから、確かに全部で906グルデン16クロイツァーとなるが、後2者の説明がよくわからない。まず、領主に支払われた年貢が貸付金とされているのはどういうことなのか。鍵は1752年に旧領主家が断絶していることである。この年に領主が交代したことになる。これが関係していると思われるが、詳細は不明である。ザンディツェル本家にも支払って、二重に納めたのかもしれない。3番目については、ティロラーが領主の使いでライ麦を購入（製粉）したことが推測されるが、詳細は不明である。ティロラーは、後にまた重要人物として登場する。

粉挽き屋は、居酒屋、鍛冶屋、パン屋、風呂屋とともに、共同体や領主によって一定の義務と権利をともなって委託された「公共の営業」であった。営業権は、人ではなく、土地と家屋に付随していたので、土地・家屋の移譲によって、営業権も、新しい所有者に移行した。この営業は、領主によって営業競争から保護されていた⁽⁹⁾。例えば、領主の臣民は、必ず領主公認の粉引き屋で、製粉しなくてはならなかった。従って、領主との特殊な関係が、借金という形でも反映されていたのか。

債務者にランゲンモーゼン村の者が多い。ランゲンモーゼン村自身も労賃の負債がある。ランゲンモーゼン村はミュールリート村から約7キロ離れていた。同村は、シュローベンハウゼン地方裁判区直轄の村で69戸を有したが、ザンディツェル家の下級裁判下にあった家（いわゆる飛び地＝エーデルマンズフライハイト）が13戸存在した。他方、ミュールリート村も、同様にシュローベンハウゼン地方裁判区直轄村であったが、38戸のうち、10戸がザンディツェル家の飛び地であった⁽¹⁰⁾。オップロイトナーの粉挽き屋もその一つであった。だからオップロイトナーに借金していたのは、同じザンディツェル家の臣民、つまり粉引き屋の客であった可能性が強い。オップロイトナーは、農作業の手伝いなども請け負っている。それもエーデルスハウゼンやランゲンモーゼンにまで、わざわざ出かけていったの作業である。これも、彼の客からの依頼の可能性が強い。というのも、ランゲンモーゼンやエーデルスハウゼンに粉挽き屋がいた形跡がないので⁽¹¹⁾、それらの村人は、例え彼がザンディツェル家臣民ではなくとも、ミュールリートの粉挽き屋を利用していたと思われる。また、債務人の1人、ミュールリートのカスパー・アインミュラーは、先の遺言書の証人の1人である。

債務人のその他の住所も見てみよう。まず、表3つめのオーバーラウターバッハは、ミュールリートから4キロ程度に位置する28戸を有するシュローベンハウゼン裁判区直轄村であった。後述するよ

うに、この債務者の居酒屋は、オップロイトナーの親戚である。次に、ヴァイツェンリートは、ミュールリートから約5キロ、6戸の裁判区直轄の小村である。ジーフホーフエンは、ミュールリートから7キロ程度、戸数10戸（ホーフマルク・オーバーアルンバッハ）の小村、リンデンは、ミュールリートから4キロ程度、戸数19戸の裁判区直轄村（ザンディツェル家の飛び地3戸あり）、そしてリートは、1キロ半離れた戸数3戸の集落である（裁判区直轄）。すべて7/8キロの距離内におさまっている。彼らとオップロイトナーがいかなる関係にあったかはわからないが（最初の例は親戚）、少なくともオップロイトナーの生活圏は推測させてくれる。

逆に、オップロイトナー自身が借金している人（団体）名も、遺言書作成時に、口述筆記された。まず、彼は、ライスガング在住の義兄弟のマルティン・ホイスマイルに400グルデン借金があった。もともと、オップロイトナーは、領主に700グルデン貸し付けるため、この義兄弟に500グルデン借金した。100グルデンは返済したので、残額は400グルデンであった。領主に貸すために、親戚から借金したということである。遺言書で親族2家系に遺産を与える文言のなかで、「領主様への貸付金から何かしら得る、得ないにもかかわらず」とあるのは、必ずしも領主から借金が返済されるわけではないことを示唆している。オップロイトナーが借金までして工面しているのもかわからずである。領主とオップロイトナーの力関係が表現されている。義兄弟への借金の抵当として、イルミュンスターにオップロイトナーが所有していた年2回刈の採草地があてられていたが、残額400グルデンは、利子も含めて、この採草地が義兄弟に譲渡されることで、清算されるよう指示された。義兄弟の住所ライスガングは、右隣のプファッフエンホーフエン裁判区内にあり、ミュールリートからは約18キロ離れている。イルミュンスターはライスガングから約3キロの地点にあった。

さらに、遺言人は、領主へ貸し付けるために、ダイムハウゼン（プファッフエンホーフエン裁判区内、ミュールリートから約10キロ）在住の兄弟ヨーゼフ・オップロイトナーからも300グルデンを借金した。彼は、遺言書にあったように、すでに亡くなっていたので、その息子で、同裁判区内エレンバッハ在住の農民アントニ・ピヒラーに返済されるが、その元金と利子の代わりに、遺言人がヴォルンツァッハ裁判区のネルティングに所有していた農地（Dichtlbauerという屋号）を、ピヒラーに譲渡すると遺言した。故ヨーゼフには、先の遺言書で言及した3人の子ども（彼らも財産分与されている）のほかに、もう1人子どもがいたことがわかる。彼は、住所も姓も変わっているのも、恐らく婿入りしたのだろう。遺言人オップロイトナーも婿入りしたことは前述したが（持参金を支払っている）、姓が変わっていないのは、結婚と同時に粉挽き屋の財産が、彼に譲渡されたからである。これについては後述する。

かくして遺言人は、領主への貸付のために兄弟・親戚に多額の借金をしたが、その他の借金は以下の通りである。

債権者	住所	金額	備考
聖ウルズラ教会	ミュールリート	100G	
Veith Kugler	ミュールリート	150G	貸借書あり
Antoni Kottmayr	ケーニヒスラッヘン	300G	貸借書あり
Peter Wenger	シュタイングリッフ	4G	大工
Jacob Zintinger		13G15K	使用人給金
Simmon Thyroller	ミュールリート	7G27K	
合計		574G42K	

この574グルデン42クロイツァーは、遺言書にあるように、相続人である妻カタリーナが引き継ぎこととなる。教会からの借金は、当時よく行われた習慣であった⁽¹²⁾。前述の遺言書では、シュローベンハウゼンの聖ヤコブ教会で埋葬や法要を指示していることを考えると、ミュールリートのウルズラ教会は、オップロイトナーにとって信仰上というよりは、経済的援助者であったと理解できる。また、比較的大きな金額は貸借書を交わしている。ケーニヒスラッヘン、シュタイングリッフとも、ミュールリート近郊に位置していた。大工と使用人への借金は、労賃や給金の未払いである。また、ここにも、ジモン・ティロラーは登場している。

ここで、ここまでの遺言人の家族・親戚関係を整理しておこう（巻末図参照）。遺言人、粉挽き屋ゼバステアン・オップロイトナーには、相続人である妻アンナ・カタリーナ以外に家族はいない。使用人がいることは上の債務表からわかる。水車小屋は、もともと妻アンナ・カタリーナの両親のものであったことは、遺言人が持参金を妻にもたらしたことから推測できる。その後、水車小屋その他財産の名義が夫に変更されたのだろう。遺言人には、少なくとも兄弟姉妹が2人いた。ヨーゼフ・オップロイトナーと未亡人となったアンナ・ヴァイクスルペーマーである。前者はすでに物故しており、その子ども、カタリーナ、ゲルハルト、マリア・アンナおよび婿入りしたアントニ・ピヒラーがいる。姉妹と甥・姪には、財産分与されている（ピヒラーは借金返済という形であるが）。義兄弟としてマルティン・ホイスマイルが登場するが、彼は恐らく妻カタリーナの兄弟であろう（遺言人の姉妹アンナの夫ミヒャエル・ヴァイクスルペーマーは物故している）。

遺言書の証人として7人の名前が挙げられている。2人はシュローベンハウゼン地方裁判区の弁護士、5人はミュールリート村民であるが、彼らが、遺言人の水車小屋での遺言書作成に実際に立ち会ったかは定かではない。遺言書では同席した証人としては、アウフェン・ペトリゲントの名前が挙げられているのみである。口述筆記したのは上の弁護士であろう。

債務者にはランゲンモーゼン村の人が多く、彼らとの何らかの結びつきを推測させる（客の可能性）。金額は少額である。領主が、遺言人から大きな金額を借金している。そのために遺言人は、兄弟、親戚から借金しなくてはならなかった。その他、遺言人自身も債務をかかえているが、大金の場合は、

貸借書を交わしている。最後に、ジモン・ティロラーとの親密な結びつきを予想させる。彼は、遺言者証人の1人、レオンハルト・ティロラーに近い存在でもあったかもしれない。

四 譲渡契約

1753年10月10日の譲渡証によれば⁽¹³⁾、ゼバスティアン・オップロイトナーは、この間に実際に物故し、妻のカタリーナが、水車小屋他財産を相続した。今や未亡人となった彼女は、ミュールリートのジモン・ティロラーを後见人および証人として、以下を表明した。自分は、報酬、隠居、安寧を希望して、そして、とくに、近づく高齢ゆえ、前もって獲得された領主様の同意のもと、正当に、そして誠実に、貞節な自分の愛すべき姪、マリア・アンナ、-彼女はシュローベンハウゼン保護裁判区、オーバーラウターバッハの居酒屋バルタザーレ・ダフルマイルと、その最初の妻ゼラフィーナとの間に生まれた独身だが成人した娘-、そして彼女の将来の夫、ルフィニ家ホーフマルク・ヴァイエレンのオースターホルツェン（ミュールリートから約32キロ）生まれのヨハン・フーバー、-彼はすぐに、将来の妻の証人となった-および、彼らの相続人・後継者に、先に言及した夫によって1753年3月13日の遺言書で遺贈された、エーデルスハウゼンの領主様によって貸与され（フライシュティフト）、同裁判権下にあるミュールリートの水車小屋、さらに、近在のパール川こちら側のアウと呼ばれた場所の4タークヴェルク（1タークヴェルクは約3407平方メートル）の年2回刈り採草地、さらにパール川向こう側のヴェールヘーブルと呼ばれた場所の4タークヴェルクの年2回刈り採草地、および1ユッヘルト（約1タークヴェルク）のアウの耕地強制のない畑を譲渡したと。

加えて、未亡人は水車小屋近在に、シュローベンハウゼン裁判区裁判権下にある多くの「アイゲン」*eigen*の土地も有しており、それらも合わせて、2300グルデン（ライン硬貨）で譲渡された。アイゲンは、上級所有者（土地領主）のいない全くの完全私有地であった。

	種類	面積	備考
納屋と家畜小屋	アイゲン		
ミュールリート畑	アイゲン	3J	1730年8月25日所有権証による(以下同)
ミュールリート休閑地	アイゲン	3J	
ミュールリート休閑地	アイゲン	1J	
畑	アイゲン	2J	
畑	アイゲン	1 ¹ / ₂ J	
畑	アイゲン	1J	
畑	アイゲン	2 ¹ / ₂ J	
畑	アイゲン	2J	
畑	アイゲン	1 ¹ / ₂ J	
畑	アイゲン	3/4J	

畑	アイゲン	1J	
1回刈り採草地	アイゲン	2T	
休閑地	アイゲン	7J	
畑	アイゲン	1J	
畑	アイゲン	1J	
畑	アイゲン	2 $\frac{1}{2}$ J	
畑	アイゲン	1J	
耕地強制ない畑	アイゲン	1J	
森林	アイゲン	10J	
ドナウ湿原採草地	レーエン	26 $\frac{1}{4}$ J	1746年9月16日レーエン証書による
1回刈り採草地	レーエン	4T	ザンディツェル本家(1740年12月2日証書)

J=Juchert, T=Tagwerk

さらに、馬、羊、道具類、使用されていない家屋、使用されている家屋、農具類などの財産もすべて除外されないことが明記された。また、2300グルデンの譲渡金から、以下の借金・債務が返済されることが取り決められた。

ミュールリート聖ウルズラ教会	105G	貸借証 (1750年)。5Gは1753年分利子。抵当あり
V.Kugler (ミュールリート)	150G	貸借証 (1749年)。洪水で壊れた納屋建設用。抵当あり
A.Kottmayr (ケーニヒスラッヘン)	300G	貸借証 (1742年、53年に再発行)
シュローベンハウゼンの3教会団体	75G	オップロイトナーの遺言による。各25G
ザンディツェル本家	4G25K	上記レーエンについて、オップロイトナーの死亡税
同	4G25K	同レーエンの土地移転税
シュローベンハウゼン裁判区	8G12K	ドナウ湿原採草地について、オップロイトナー死亡税
オップロイトナーの甥・姪と姉妹	400G	上記遺言書通りに
ホーフマルク・エーデルスハウゼン	44G55K	オップロイトナーの葬式代金
同	37G16K	遺言書と財産目録書作成費の残額
シュローベンハウゼン裁判区	8G53K	領邦税の残額
ホーフマルク・エーデルスハウゼン	9G12K	領邦税
同	6G	領邦国家に支払う水車小屋税
選帝侯国税務署 (アイヒャッハ)	43G1K	オップロイトナーの死亡税
合計		1196グルデン 19クロイツァー
残額		1103グルデン 41クロイツァー

この残額のうち、将来の姪夫婦は、すぐに100グルデン56クロイツァー3ヘラーを現金で支払い、残りの1002グルデン44クロイツァー4ヘラーは、年賦で、1754年のミヒャエル祭から20グルデンづつ支払うことが指示された。残額は、上記アイゲンの土地からの収益で支払われるが、譲渡者である未

亡人の住居として、水車小屋の上階に小部屋を提供するか、彼女がそれを望まない場合は、年5グルデンの宿代が与えられることが取り決められた。すべてが履行されるまで全財産が抵当とされた。そして、証書代、土地撤去税Abfahrtsgebühr（土地移転に際して旧所有者が土地領主に支払う。しばしば新所有者が土地領主に支払う土地移転税Laudemiumと同じ）、今年の現金年貢、使用人給金は、将来の姪夫婦の負担と明記された。この譲渡証作成の際、姪アリア・アンナの将来の夫ヨハン・フーバーの継父ハンス・ヴィーラント（オースターホルツェン在）、ヨハン・ヴィーラント（エバーリート在）、ジモン・ティロー（ミュールリート在）が同席していた。

整理してみよう。粉挽き屋の未亡人カタリーナは、財産を亡き夫から相続したものの、自ら営業することはできないと考え隠居を決意した。財産譲渡相手に、オーバーラウターバッハ在住の近親の姪マリア・アンナを選んだ。マリア・アンナはヨハン・フーバーという男と婚約しており、未亡人は彼らに粉挽き屋を託した。ところで、新郎の故郷はオースターホルツェンという場所で、新婦の住むオーバーラウターバッハやミュールリートから30キロ以上も離れていた。当時の人々の生活圏の外にあった。恐らく、彼は故郷から離れて、オーバーラウターバッハ近くで働いていたのだろう。

オップロイトナー（そして相続した未亡人）の財産は、かなり多かったことがわかる。1752年の土地台帳によれば、エーデルスハウゼン裁判権下のミュールリートの水車小屋の土地は1/4ホーフ（土地の面積と土質からの課税単位）となっており、これは中農クラスの財産を意味した⁽¹⁴⁾。この保有財産はフライシュティフトと呼ばれる領主・農民間の貸与で、領主の勝手に保有契約を打ち切ることができ、農民にとっては最も不利な貸与であったといわれる。しかし、領主が、土地を取り上げた場合、彼は、保有農民に対して、その土地からの撤去前に、彼の動産、支払われた土地移転税、保有者農民が土地改良のために出費した分を返済しなくてはならなかった。それらが領主によって履行されない限り、土地を追い出されることはなかった（上記民法第4部第7章第31条）。上の遺言書や譲渡証を見る限り、フライシュティフトの相続や譲渡も、領主の同意を受けやすかったものと捉えられる。ザンディツェル家はこの種の貸与が多い。また、この保有地はエーデルスハウゼンの裁判権下にあり、したがって、粉挽き屋にとって、ホーフマルク・エーデルスハウゼン（ザンディツェル家）は、土地領主でもあり裁判領主でもあった。

粉挽き屋の未亡人は、加えて、シュローベンハウゼン裁判区内に、多くのアイゲンを所有していた（その意味で実際は大農クラスの資産家である）。レーエンは2つあり、それぞれ土地領主は、ホーフマルク・ザンディツェルとシュローベンハウゼン地方裁判区（つまり選帝侯）である。それらも含めて、全財産を2300グルデンで譲渡したが、そのなかには債務の支払いも含まれていて、その金額が全部で1196グルデン19クロイツァーである。死亡税Todfallは、保有者の死亡にともない相続者が土地領主に支払うもので、通常土地査定額の5%である。土地移転税（査定額5%）も、新所有者が土地領主に支払うもので、しばしば死亡税と同義である。ザンディツェル本家に死亡税と土地移転税が二

重に支払われるよう指示されているのは、前者は故オップロイトナーから妻への相続税、後者は未亡人から姪夫妻への土地移転税と理解できるが（同額）、後者は、いずれにせよ姪夫妻に支払い義務があった。死亡税は、レーエンに基づいてシュローベンハウゼン裁判区へも支払う義務があった。選帝侯国税務署に死亡税を要求されているのは、表以外にも土地を保有していて（前述）、それが国有地なのであろう。また、領邦税は国家に支払うものであるが、納入場所が異なるのは、裁判区、ホーフマルクそれぞれに土地を有していたからである。いずれにせよ、最終的には国庫に流れる。水車小屋税は特別領邦税である。上記の表によれば、未亡人は、ホーフマルク・エーデルスハウゼン、つまりザンディツェル家に、夫の埋葬代を借金していた。故オップロイトナーは、ザンディツェル家に多額の貸付を行っていたことは前述した。今回は、逆に領主に借金していることになる。

五 結婚契約

姪アンナ・マリアとヨハン・フーバーは、同日（1753年10月10日）、結婚契約書を取り交わした。以下のようにある⁽¹⁵⁾。選帝侯国シュローベンハウゼン保護裁判区オーバーラウターバッハの居酒屋バルタザーレ・ダフルマイルとその最初の妻ゼラフィーナとの間に生まれた娘、貞節なマリア・アンナ - 彼女は今や、ザンディツェル伯ホーフマルク・エーデルスハウゼンのミュールリートの女粉挽き屋であり、独身であるが成人していて、ミュールリートのジモン・ティロラーを証人としている - に対して、神の摂理と、両家親類の助言と理解のもと、ルフィニ家ホーフマルク・ヴァイエルのオースターホルツェンの農民であった故ゼバステアン・フーバーとその妻 - まだ生存している - マリアとの間に生まれた息子、尊敬すべきヨハン・フーバーは、以下のように表明する。彼が彼女とキリストカトリックの習慣に従って結婚し、そして、彼というよりむしろ彼の義父ハンス・ヴィーラント - オースターホルツェン在 - が、彼女に、持参金1032グルデンのライン硬貨をもたらすことを約束したと。彼女マリア・アンナは今日、その金額を、土地移転の費用や借金の返済のために、すでに受け取ったことを表明する。したがって、彼女は、彼に対して、正式に1032グルデンを領収し、さらなる要求をしないことを表明する。フーバーは、義父に対して心中留保する（持参金の借りがある）。それは、フーバーの母の死に際して履行される（返済される）。

第2に、彼女アンナ・マリアは、将来の夫に、今日付けで彼女に譲渡された全財産を譲り渡す。

第3に、将来の死亡の際しての特別な取り決めはなされず、争いが生じたら、すべてが選帝侯国地方裁判所において、慣習に従って処理されること。

結婚立会人として、新郎側は、義父のハンス・ヴィーラント（オースターホルツェン在）、その叔父のヨハン・ヴィーラント（エバースリート在 - こども同様にルフィニ家ホーフマルク・ヴァイエレン領内）、ハンス・リストラー（フリートベルク裁判区のウンターウムバッハ在）、新婦側は、父親のバルタザーレ・ダフルマイル（オーバーラウターバッハ在）とジモン・ティロラー（ミュールリート

在)と記録されている。最後に、シュローベンハウゼンの役人2人の証人の署名が付けられている。

オップロイトナーの遺産は、その妻へ、さらにその姪へ受け継がれ、姪に持参金をもって婿入りしたフーバーが、その見返りに全財産を受け継いだことになる。物故したオップロイトナー自身も、同じような方法で、粉挽き屋を受け継いだ(彼も持参金を支払っている)ので、こういった形態は、粉挽き屋だけではなく、一般農家でもしばしば当てはまるものだった⁽¹⁶⁾。フーバーの持参金は義父が支払っているが、これは、後に返済されるよう記されている。義理の親子関係の薄さが表れている。

さらに、同日の記録には⁽¹⁷⁾、ヨハン・フーバーの申請により、彼が MARIA・アンナ・ダフルマイルとの結婚によって水車小屋などを引き継いだので、エーデルスハウゼンの領主から、それを貸与(フライシュティフト)され、領主の裁判権に服する臣民として受け入れられたとある。また、フーバーは、1684年の土地台帳にパウル・グッゲンモースの名で表示されている事を遵守し、水車小屋を良品状態に保つよう指示された。前の所有者ゼバスティアン・オップロイトナーは、1730年6月14日、土地移転税462グルデンを支払ったが、フーバーは、領主に400グルデンの支払いに減額されている。ただ、ホーフマルク裁判官に80グルデン、アムトマン(裁判所下役人)に40グルデン、その他文書作成代も支払わねばならなかった。総額は537グルデン6クロイツァー4ヘラーであった。なお、フーバーが支払った1032グルデンの持参金は、未亡人から受け継いだ債務の返済、結婚契約書文書代、土地移転税費用、未亡人への譲渡金などの支払いに使われた⁽¹⁸⁾。

未亡人から受け継いだ債務のなかには、故オップロイトナーの遺言書で指定された、彼の兄弟の子どもたち(MARIA・アンナ、ゲルトラウト、カタリーナ)と彼の姉妹の未亡人アンナ・ヴァイクスルベーマーへの遺産分与が含まれていたが(400グルデン)、1754年11月20日の記録によれば⁽¹⁹⁾、この2家系に総額25グルデン支払ったという記述が出てくる(100グルデンはすでに支払い、残りは275グルデンとなっている)。つまり、一方は、MARIA・アンナとカタリーナの名の下に、それぞれの夫(ローレンツ・ライヒェン・エーダーとゲオルク・ミットルハマー、ともにダイムハウゼン在)が受領し、他方、オップロイトナーの姉妹アンナはこの間他界したようで、その子どものMARIAとヴァルグザの夫の下、これもそれぞれの夫(ペーター・プレックル-オーバーヴェンゲン在-とヨハン・アントニ・ピヒラー)が受領している。家族内での夫の力が強かったことを推測させる。また、後者のピヒラーはエレンバッハ在となっているので、前述した故ヨーゼフ・オップロイトナーの子どもの1人に間違いはない(つまりMARIA・アンナたちの兄弟)。ということは、彼は、従姉妹と結婚(おそらく再婚)したことになる(巻末図参照)。ちなみに、同日の記録によれば、フーバーは、引き継いだ負債やオップロイトナーの未亡人への分割払いの義務を、きちんと果たしていたことがわかる。

六 人間関係

これら1753年から翌54年にかけての記録は、粉挽き屋の人間関係を明らかにしてくれる。第1に夫婦＝家族、血族の絆の強さが挙げられる。まずは、ゼバスティアン・オップロイトナーは、妻のカタリーナを相続人とした。法律では、直系の相続人がいない場合、傍系の血族に相続権が移ったが、オップロイトナーは妻に全財産を譲ることで、夫婦の絆の強さを示している。一般に夫の妻への待遇が悪かった時代において⁽²⁰⁾、例外的事例ともとれる。しかし、粉挽き屋の財産は、元々、妻の父親のものであった。オップロイトナーは、結婚と同時に財産を引き継いだのである。いずれにせよ、粉挽き屋の夫婦間の絆は強かったものと理解できる。

次に、オップロイトナーは、自分の甥・姪、姉妹（恐らく妹）に財産分与している。法律では、子どもたちには法定遺留分が規定されていたが、傍系の血族にはその資格はなかった。それにもかかわらず、彼は、自分の血族たちに財産分与をしている。「血の絆」の強さを感じる。同様のことは相続人カタリーナにも当てはまる。彼女は、自分の姪のマリア・アンナに土地財産を譲渡している。これは、売却という形をとっているが、実際は姪夫婦に財産を「相続」させ、自分は隠居し、彼らから扶養されるという仕組みであった。また、オップロイトナーもアンナ・マリアの夫フーバーも持参金をもって婿入りしたが、その見返りに全財産を譲渡されている。これは、世帯主は男性が通常であるという慣習を意味していよう。姻族については、オップロイトナーは、お金の貸し借りをしているが、これは他人にも言えることで、ことさら強い絆は感じられない。血族の絆の強さは、そのまま民法に反映されている。これに関しては、我々現代人と変わるところはない。同時に、それが文書化されているところが契約的社会であったことを表わしている。

他人・知人については、借金が、1つの関係性を構築していた。当時は借金文化であった。借金は見ず知らずの人から行うとは考えられないから、債務関係は何か特別の人間関係が背景にあることが想像される。前述したように、ランゲンモーゼンの多くの村人とオップロイトナーは特別な関係もっていた。これは、前述したように、オップロイトナーの商売客ではないかと推測される。粉挽き屋は領主から、商売独占権を与えられていた。オップロイトナーに借金していたのは、ザンディツェル家の臣民だった可能性が高い。裁判区直轄農民も、同村における粉挽き屋不在ゆえ、オップロイトナーの客であった可能性もある。他方、ザンディツェル家の臣民でないミュールリートの村民は、オップロイトナーを粉挽き屋として利用する義務はなかった。ミュールリート村民が、利用した可能性のある粉挽き屋として、シュローベンハウゼン寄りのアーノルツミューレの粉挽き屋が考えられる⁽²¹⁾。あるいは、裁判区直轄臣民は、自宅での製粉が許可されていたかもしれない。

国家は、地方裁判区直轄の村でも、貴族の裁判権に抵触することを避けていた。1768年、過去のランゲンモーゼン村法（1621年）を再認可した国王の特許状⁽²²⁾に、それがよく表れている。ここでは、①他の村にたい肥（糞尿）を売った者、②防火のために家と納屋を板で囲わない者、③隆起した道を

通常時間外に（乗り物、荷車などで）通行した者、④家畜を相応の時間に家畜小屋に入れない者、⑤牧草地から牧草を盗む者、⑥村の森林から無断で木を盗み、伐採する者、⑦村に損害を与えた者は、裁判区直轄民であろうが、ホーフマルク臣民であろうが、地方裁判所で罰せられるべきことという、この村の請願に対して、国王は、ホーフマルク臣民を除外して認可している。村の一体性を保持しようとする村側に対して、国家が、ホーフマルク主の権益（ザンディツェル家の裁判所で裁く）譲歩して、村の一体性を削ぐ方向で動いているのである。だから、同村民でも、裁判領主が異なれば、同村民としての絆が弱くなっていく可能性はあった。これは、後述する粉挽き屋とミュールリート村の関係に端的に表現されている。

ちなみに、教会に対しては、オップロイトナーの遺言書を読む限り、彼は、敬虔なキリスト教徒であったように見える。他方、ミュールリートのウルズラ教会に対しては、借金するという世俗的關係をもっていた。教会との関係については、別項で詳述したい。

領主に対しては、単に年貢を納める相手という事務的關係ではなく、多額の貸付を提供したり、逆に借金したりと、日常的間柄であったことが読める。これは、領主（ホーフマルク主）が、地方裁判区直轄村の一体性を弱めていたこととも微妙に関連していた。

七 争い

それから30年が経過した。ここにミュールリートの粉挽き屋（今やヨハン・フーバー）とミュールリート村との間にある係争が勃発する。1784年3月1日付シュローベンハウゼン裁判区から、ホーフマルク・ザンディツェル宛手紙には以下のようにある⁽²³⁾。

ミュールリート村の代表が、今日、先の洪水で被った大きな被害について苦情を言ってきた。当地の粉挽き屋が6年前に建設した橋が、洪水の原因になっていると。ミュールリート村は、もはやその橋を粉挽き屋に使用させないと考え、洪水の被害と原因を当局によって明らかにするよう請願してきたので、この正当な請願に応じることにした。従って、今月3日の水曜日に現地査察を行うのでお知らせしたい。この目的のために、当日の午後1時まで粉挽き屋の裁判領主である貴ホーフマルク側から、代理人1人を派遣して欲しい。それによって、事が良好に示談されるか、法的措置が導入されるので。また、このために、村民の大部分がその土地領主支配下にあるホーエンヴァルト修道院に対しても、検分への参加を要請したと。

これを受けて、ザンディツェル家領主は、翌2日、左隣のアイヒャッハ裁判区へ手紙を送り、翌日の検分に、同裁判区ベルンバッハ在住の大工親方（ベルンハルト・ノイジンガー）を随行人として同行させる許可を求めた。見返りとして手紙には料金が同封された。彼は、専門家として同行を要請されたのであろう。また、シュローベンハウゼン裁判区に、同日手紙を送り、検分の承諾と詳しい調査

を希望した。

実地検分の結果妥協が成立したが、それは3月5日付のシュローベンハウゼン裁判区からザンディツェル宛書簡に記録されている。そこには、一昨日の検分に基づき、昨日、粉挽き屋とミヒャエル・グリュエネヴァルト（彼が大きな被害を被った）との和解が成立した。それは領主の同意のもと、両者の家屋・土地を交換するというものであったが、詳細は、同封された検分書（プロトコル）に記載されている。それによると、検分に立ち会った者として、シュローベンハウゼン地方裁判官のフォン・パウリ男爵、裁判区書記官のヨーゼフ・レルティ、ザンディツェル家ホーフマルク・エーデルスハウゼンの代官ヨーゼフ・シュヴァルト、それにミヒャエル・グリュエネヴァルトと粉挽き屋マルティン・フーバー（おそらくヨハンの息子）が挙げられている。ザンディツェル家が同行を要請した大工親方の名前がないが、彼は検分に同行していたはずである。ただ、グリュエネヴァルトの土地領主ホーエンヴァルト修道院側の名前がないのは、こちらは検分に参加しなかったのだろう。彼らは、流水によって大きな被害を被ったヨハン・ミヒャエル・グリュエネヴァルト（裁判領主はシュローベンハウゼン裁判区）と、ザンディツェル家臣民粉挽き屋ヨハン・フーバーの家屋を検分した。グリュエネヴァルト側は、納屋が全壊し、彼が大きな洪水の危険にさらされていることが判明した。粉挽き屋側も、住居（水車小屋）が流水によって大きく壊れ、塀が割れた。水車小屋の橋は全壊し、水車小屋もほぼ全壊し使用不能となり、納屋は半壊した。両者とも被害が大きかったが、粉挽き屋の被害が最大のものであった。この被害の原因として、ミュールリート村は、粉挽き屋が数年前に建設した水車小屋の橋を挙げ、従って、村全体も、グリュエネヴァルトも、この橋の建設に抗議していると、検分書は述べる。しかし、ザンディツェル側からは、この橋の建設は正当なものであると主張された。シュローベンハウゼン裁判区もザンディツェル家も裁判に持ち込むことはしなかった。また村内の平和な近所づきあいの維持のためにも、グリュエネヴァルトと粉挽き屋の和解が模索され、結局以下のようになった。

ミヒャエル・グリュエネヴァルトとヨハン・フーバーは、それぞれの家屋・土地を以下の条件で交換する。まず、粉挽き屋フーバーが、グリュエネヴァルトの家屋を、家畜小屋と納屋は除外して、譲り受ける。次に、粉挽き屋は、グリュエネヴァルトに、ザンディツェル領主下の4分の5タークヴェルクの耕地強制のない畑（ポイント）を、グリュエネヴァルトの新家屋建設のために譲渡する。3番目に、グリュエネヴァルトが家を新築するために、グリュエネヴァルトと粉挽き屋が共同で水車小屋住居を取り壊し、その中から、煉瓦、屋根組み、屋根瓦、足場、柱、かまど等、使える資材をグリュエネヴァルトに提供し、廃墟に埋もれていたような物は粉挽き屋が引き取る。さらに、粉挽き屋が2フィアリング（約280グラム）亜麻を調達してきて、それをグリュエネヴァルトが、（水車小屋住居の跡地に？）植えつける。4番目に、グリュエネヴァルトは、粉挽き屋から、新築費用として現金150グルデンを受け取る。さらに、グリュエネヴァルトは、彼の旧家から、家具などの設備品、道具類、

フーバーのかまどから、燃料の木材を自分のものにする。5番目に、グリューネヴァルトによって所有されていたパール川沿いの採草地在が粉挽き屋に譲られる。

検分書は、両者の土地領主であるザンディツェル家とホーエンヴァルト修道院に、承認をもとめて、裁判区から送付された。

これによって、問題の洪水被害が防止されるのかの説明は一切ない。ただ、粉挽き屋の水車小屋の橋が原因だとすれば、それが取り壊され（再建されない）、問題は解消される。グリューネヴァルトの新家屋は、粉挽き屋の畑に建つ。2人はともにパール川沿いに住んでいた。また、粉挽き屋は、グリューネヴァルトの家を、水車小屋へと作り変える必要があるはずである。もう少し記録を追ってみよう。

ザンディツェル家のホーフマルク・エーデルスハウゼンは、3月9日付けのシュローベンハウゼン地方裁判区宛手紙のなかで、今後、粉挽き屋の水車小屋が建つであろう旧グリューネヴァルトの土地の裁判権を要求し、さらに粉挽き屋が再度、パール川に橋を架けることを、ミュールリート村が認めるかどうかを質問した、それが認められない場合は裁判に持ち込む意思を表明した。折り返し10日付けの地方裁判官フォン・パウリからの返信では、粉挽き屋と交換される旧グリューネヴァルトの家屋、庭、そして採草地在あわせてすべて、ザンディツェル家の裁判権下に入ることが了承された。それに対して、グリューネヴァルトの新家屋が建つ予定である粉挽き屋の畑の裁判権は地方裁判区に移る。結局、両者の裁判領主は、土地交換をしても変更ないものとされた。記録によれば、両者の土地領主の変更もなかった。つまり、旧粉挽き屋の土地はホーエンヴァルト修道院、旧グリューネヴァルトの土地はザンディツェル家に、それぞれ移った。

粉挽き屋によって建設予定の橋については、10日の午前中、地方裁判区役人のトーマス・アイゼンホーファーがミュールリート村に派遣され、ザンディツェル側の要求と地方裁判官パウリの提案（彼は橋の設計案をいくつか提示したようだ）を紹介し、村会議を開いて決論を出すよう、村側に命令した。結論は午後に出た。村の代表6人（マティアス・プルヒャルト、ヨーゼフ・ヴィートマン、ヨハン・コップ、ヨーゼフ・ロイテンシュテルン、ゼバルト・シュティークラー、ヨーゼフ・シェーンベルガー、ちなみに先頭の2人が署名能力があった）が、アイゼンホーファーのもとに来て、結局、粉挽き屋が橋を必要としているなら、我々はそれに反対しないというものであった。訴訟にもちこまれることを恐れたのか、村側が譲歩した形となった。

しかし、粉挽き屋フーバーは自ら橋を建設しなかったようだ。その理由は不明である。むしろ、ミュールリート村が橋の建設に乗り出した⁽²⁴⁾。それは、3年後、1787年4月2日付ホーフマルク・エーデルスハウゼン宛の地方裁判官、フォン・パウリの手紙に窺える。次のようにある。

ミュールリート村は、ザンディツェル家支配下の水車小屋近くに、パール川に架かる新橋を建設しようとしている。それは、橋建設をめぐる（村と粉挽き屋との）不和の解消のためにである。しかし、

当の粉挽き屋は、この橋の建設に、同じ村民として全く協力していない。橋は、村よりも、粉挽き屋にとって利用価値がより大きいにもかかわらず、彼はあらゆる口実のもとに建設に手を貸していない。だから、ホーフマルク・エーデルスハウゼンは、対立の回避と和解のために、粉挽き屋に対して、彼が橋建設に自らの労働と適切な費用を負担するよう命令して欲しい。別の対策を回避するためにもお願いしたいと。

それでも粉挽き屋は協力しなかった。1ヶ月以上たった5月16日付のパウリの手紙によれば、ミュールリート村が、再三、粉挽き屋ヨハン・フーバーが、強情に橋の建設に協力していないと苦情を言ってきたとある。だから、ホーフマルク・エーデルスハウゼンに対して、粉挽き屋が、村人とともに共同の責務を果たし、何も反抗しないように命令して欲しい。そうしないと、不承不承の対策を取らざるを得なくなると。

別の対策、不承不承の対策とは裁判を意味していると思われるが、村と、粉挽き屋フーバーとの不和がいかに大きかったかがわかる。この後、事態がいかに進展したかわからない。新橋建設に粉挽き屋が協力したのか、あるいは最後まで協力しなかったのか。後者の場合、粉挽き屋に新橋利用権は認められたのか。

八 発端

粉挽き屋と、ミュールリート村の争いの発端は、実は1773年まで遡る。記録によれば⁽²⁵⁾、粉挽き屋の橋は昔から架かっていた。しかし、その橋が1773年に何かの理由で壊れたことがわかる。同年8月9日付シュローベンハウゼン裁判区宛のエーデルスハウゼンの書簡は、次のように書いている。ザンディツェル家の牧羊地であるガイスホーフの羊飼いが、パール川を越えた敷地で羊の放牧を行っていたが（これは選帝侯の許可のもとに行われていた）が、水車小屋の橋が壊れたため、川を渡ることができないとやってきた。この橋は、ミュールリート村によって維持されるべきものだから、その再建を、地方裁判区から村に命令して欲しい。もちろん、当家臣民の粉挽き屋もそのために協力すると。しかし、事は進展しなかったようで、1年後の1774年8月16日、ザンディツェル家は、再度、地方裁判官へ請願書を送っている。

返事は、8月20日付けで、本家のホーフマルク・ザンディツェルに届いた。ここには、詳細な返答書（プロトコル）が同封されていた。以下のようにある。ホーフマルク・ザンディツェルから、壊れた橋の再建の必要性の再三の要求に対して、今日、8月19日、ミュールリート村の代表に尋問するために、裁判所に召喚した。現れたのは、村長のハンス・ミヒャエル・グリューネヴァルト（彼は後にフーバーと家屋・土地の交換をした例の人物）、ミヒャエル・デルシュ、ハンス・レードル、フェルネス・シュミートホーフエンの4人であった。彼らの主張は以下のごとくであった。まず第1に、村は、以前のこの橋の3回の建設と同様に、新橋建設に必要な労働力を無償で提供することに反対しな

い。その際、(村の)手工業者(大工など)を無償で使用するにも反対しない。2番目に、村は、荷を運ぶ彼らの家畜を使って、橋建設に必要な木材を、無償で、建設現場まで運ぶ用意がある。木材はエーデルスハウゼン森から取られるなら、幹のまま建設現場まで運ぶであろう。しかし、木材がザンディツェル森から取られるなら、距離が遠いのと荷を運ぶ家畜の状態ゆえ、木が大工によって正しく切断されてから運ばれること。3番目に、粉挽き屋は、村の一員として、労働の際も(木材の)運送の際も手伝うこと。4番目に、粉挽き屋が橋の遮断棒を閉め、その結果、村人の通行あるいは彼らの家畜の放牧を遮断することは、決して認められない。5番目に、しかし、粉挽き屋には、場合によっては閉められる遮断棒を、ミュールリート村の一員として、もし、よそ者が橋を勝手に渡ろうとしたら、閉鎖する権限を与えられる。それ以外は、遮断棒は、昼間は、あらゆる村人に開けられていなければならない。6番目に、敷板の割れ、あるいは欄干(横木)の折れといった小さな修復は、慣習にそって、粉挽き屋1人に任せられる。彼の不注意(補修の怠慢)によって、村の家畜に損害をもたらしてはならない。7番目に、洪水が(村に)被害をもたらしたら、村は抗議する。8番目に、村は、必要な手工業者(よそから雇う)のための出費や給金の支払いは一切行わない。無償の手伝い(労働力)以外のものは提供できない。ホーフマルク・ザンディツェルは、必要な手工業者の費用について、粉挽き屋と取り決めること。

ここから、事情が見えてくる。村の主張によれば、水車小屋近くの橋は、すでに3回壊れ、ミュールリート村によって再建された。今回の再建でも村は無償で労働力を提供するとしている。村人にとっても、橋は必要なものであったのである。ただ、問題は2つあったようだ。1つは、橋には通行を規制する開閉式遮断棒のようなものが設置されていて、それを粉挽き屋が事実上管理していて、村人や彼らの家畜の通行を規制していたということである。だから、村側は、昼間は遮断棒を常に開けておくよう要求している。遮断棒は、一方で、外部から村によそ者が侵入してくるのを防ぐもので、その意味で、村も撤去は要請していない。もう1つは、橋が洪水の原因になっていたらしいことである。これは、橋が水を堰きとめ、村に被害を及ぼしたのだろうか。上述した1784年の場合でも、粉挽き屋の橋が洪水の原因であると言っている。だから、グリューネヴァルトと家屋、土地の交換をしたのであった。最後に、村は労働力は提供するが、橋建設のために雇い入れる必要のある職人の給金は、ザンディツェル家と粉挽き屋が持つという条件を出した。

当時のシュローベンハウゼン地方裁判官は、この村の要求を踏まえ、ザンディツェル側に次のように書いている。ミュールリート村は、橋の建設を行わなくてはならないとう当家の要求に関して、同封の返答を寄せた。村の申し出は、それが慣習に基づいているがゆえ受け入れられなければならない。加えて、橋の建設は、村人よりも、ザンディツェル家やその臣下の粉挽き屋にとって、より利用価値がある。また、場合によって閉鎖されうる遮断棒が村や彼らの家畜にとって、決して閉鎖されてはならないという村の要求については、それは当然のことである。村は橋建設の労働力を提供する。だから、

橋の使用と通過を、村人に勝手に禁じることが、粉挽き屋の任意によっているとしたなら、非常にひどい話である。良く知られているように、粉挽き屋の女房は、この地方で最も性悪女である。だから、村によって心配されている遮断棒に関する点が訂正されない限り、私は村人に対して、(橋建設の)労働を命令することができない。ご質問の橋建設が始められるかどうかは、貴ホーフマルクの意見次第であると。

橋は、ミュールリート村よりも、ザンディツェル家ないし粉挽き屋にとって、より重要であることを強調している。だから、橋建設への村の協力は、こちら側の善意であるかのような文面となっている。それにもかかわらず、粉挽き屋が村人の通行を、遮断棒で妨害してきた過去が窺える。とりわけ、粉挽き屋の女房の評判は、悪かったようだ。彼女は、オップロイトナー未亡人から粉挽き屋を譲り受けた姪のマリア・アンナのことである。いずれにせよ、粉挽き屋とミュールリート村の対立の原点はこの辺りにありそうである。そして、それぞれの裁判領主が、当事者に代わって利害を代弁しているといった図柄である。粉挽き屋も村の一員である。それにもかかわらず、村人と直接話し合うことができないほど、関係が悪化していた。

ミュールリート村の返答書に関して、ホーフマルク・エーデルスハウゼンは、粉挽き屋ヨハン・フーバーを、8月29日に呼び出し、返答書の内容を読み上げた。彼からは、それに対して、1つ1つ異議が出された。

1番目に関して、彼は以下のように答えた。3回の橋の建設は人の記憶をはるかに越えている(はるか昔のことだから、事実関係は不明だ)。彼が、よそから来た者として21年間のここでの暮らしのうち、先の戦争でフランス人に壊された橋の最後の建設を経験している限り、粉挽き屋は、運送も労働もお金も、村人以上のものを寄与する義務はなかったと。ミュールリート村の返答書では、橋の建設の労働力は村で提供するといっているのだから、ここで粉挽き屋は異議を唱えているわけではない。自分がより多くの義務を負っているわけではないことを強調しているだけである。

2番目については、ある信頼できる村人の話によれば、以前、粉挽き屋が、修理のための木材を提供したときは、それは常に、村の森から取ってこられた(オップロイトナーの時代か)。しかし今回の建設に、領主様が、領主様の森から木材を無料で提供してくれるならば、粉挽き屋のみならず、村人全体も、等しくお金を負担すべきであると、フーバーは主張した。村側が木材提供地として挙げたエーデルスハウゼン森やザンディツェル森は、ザンディツェル家所有のものであった。それに対して、通常は村の森が利用されるべきであるが、もし領主の森が利用されるなら、見返りに、(職人に支払うなどの)お金も負担すべきであるという主張である。村の返答書では、村は労働力は提供するが、お金は一切負担しないと主張している。

3番目に対しては異議を唱えてはいない。粉挽き屋も、他の全ホーフ農と同様の労働力でもって協力するとしている。

4番目と5番目の村の主張に対しては大いに異を唱えている。遮断棒は、村人や家畜には常に開けられている。よそ者に対してのみ閉められる。もし村人の鼻先で遮断棒を閉め、彼らを追い返したら、喧嘩と揉め事が広がるにちがいないと。尋問者（エーデルスハウゼンの代官）も、よそ者のみに橋が閉められるという粉挽き屋の異議はもっともである。橋はシャイエレンやホーエンヴァルトの連中（よそ者）の重い通行によって、ほとんど壊されるだろうと賛同している。

6番目に、粉挽き屋は小さな修復を一人で行う義務は無いといった。しかし、彼はかつて敷き板を修復したけれどもと付け加えた。

7番目に、橋のために洪水が大きな被害をもたらしたとしても、彼は、他の全ホーフ農より大きな責任があるわけではないと反論した。ここには、橋は決して粉挽き屋1人の利便のためにあるわけではないことを主張する様子が窺える。

8番目は、村が一切のお金の負担を拒んだことに対するものである。新橋建設に粉挽き屋1人に出費させるのは不公平であると反論する。粉挽き屋の妻が、5、6年前にシュタイングリフへ向かう道で、すでに物故した地方裁判所弁護士ビューラー（オップロイトナーの遺言を代筆した弁護士）に偶然会った時、彼が言うには、地方裁判所に1662年の文書があって、彼がそれを読んだら、そこには、ミュールリートの橋の建設と維持について、いかにされるべきかすべてが書かれていた。つまり、粉挽き屋は、全ホーフ農が寄与すべき以上のものを寄与しなくてもよいと。この文書を懸命に探さか、少なくともこの年のプロトコルの中に見つけなければならないだろうと、尋問者は付け加えた。

以上が、粉挽き屋の反論であるが、洪水や遮断棒については、彼には責任がないと反論している。より重要なのは橋建設の費用をめぐる争いであったことが理解される。従って、最後に、粉挽き屋フーバーは次のような提案をした。

もし彼の領主が、橋建設に必要な木材を無償で提供するなら、橋は、製材水車小屋（当時、材木の切断は水力で行っていた）の川下に、つまり、粉挽き屋の、ひいては領主の土地に、領主、粉挽き屋、そして、彼の製粉客のみに利用されるように建設されること。その場合は、粉挽き屋がすべての必要なお金を一人を出費するつもりだと。この提案について、領主に報告し、解決をしてくれるよう頼み（尋問したのはエーデルスハウゼンの代官と思われる）、署名した。この提案は、ミュールリート村にしてみれば、実に憤慨すべきものであつたらう。橋の建設は、ザンディツェル家と粉挽き屋で行うから、村人は、橋に利用権はもたないというものである。ここに、粉挽き屋フーバーのミュールリート村に対する敵愾心が端的に表れている。

この異議文書は、9月7日、シュローベンハウゼン裁判区へ送付された。同封の書簡には以下のようにある。ミュールリート村の返答書に対して、フーバーが異議を唱えたことについて、同封の文書（フーバーの異議文書）から、いくつかを推察されたい。このことについて、領主殿に報告を行ったが、領主殿は熟考の後、橋の新建設のために、木材は領主殿の森から無償で提供すると決心した。だ

から、村はその不当な要求をあきらめ、粉挽き屋に、運搬、労働、必要なお金に関して、全ホーフ農以上のものを要求しないように。それができない場合は、領主殿は多くの理由から、以下のように考えざるをえない。粉挽き屋の提案（上記）は可能であり、つまり必要な木材をこちらが提供するから、橋は、ザンディツェル家の土地に、領主、粉挽き屋、粉引き屋の客のみに利用される。シュローベンハウゼン裁判区はこの領主殿の決定を村に伝えるか、あるいは粉挽き屋の異議文書にあった1662年の文書を探されたいと。

これは、エーデルスハウゼンの代官が、ザンディツェルの領主の意向を聞いて書いた文章であるが、領主は、全面的に粉引き屋の言い分に賛同している。さらに、エーデルスハウゼンの代官は、9日にも書簡を地方裁判区へ送っている。つまり、ミュールリートのある信頼できる村民から聞いたところによれば（彼は当家の臣民ではないが）、前回の橋建設に際して、必要な木材は、当時、当家の領主（ザンディツェル家）とヴァイクス家（近隣にあったホーフマルク・シュタイングリッフを所有し、ミュールリート村に飛び地を有していた）、および村共同体が、彼らの森林から、3者等しく提供し、さらに近隣の村々も、彼らが橋を利用することを申し出たならば多くを提供した。しかし、粉引き屋は職人の給金を単独で支払い、余った木材は彼がもらった。

ここでは、前回の場合として、木材は、利用者が平等に拠出し、職人の給金は粉引き屋持ちだったと伝えている。これもエーデルスハウゼン側（粉引き屋側）からの1つの提案と理解できる。いずれにせよ、木材も建設費用もエーデルスハウゼン側（ザンディツェル家とその臣民の粉引き屋）が負担すべきといったミュールリート村の要求は、受け入れがたいものであった。

書簡は、翌10日にシュローベンハウゼンに届いたが、あいにく当時、地方裁判官は留守にしており、それが理由の1つかはわからないが、この後の詳しい記録は残っていない。

結局、新橋は、1784年の記録から推察するに、1778年に建設された。しかも、恐らく、粉挽き屋の提案通りに、つまり、橋は、ザンディツェル家の土地に建設され、その利用権は、ザンディツェル家、粉挽き屋、彼の客に制限された。だから、その後も両者の関係は改善されず、むしろ悪化し、1784年の事態に引き継がれていく。

確かに、橋は粉挽き屋にとっては必須のものであっただろう。彼の領主であるザンディツェル家の所領は、ほとんど、つまり、エーデルスハウゼンもザンディツェルも、前の粉挽き屋に負債のある人の多かったランゲンモーゼンも、パール川の北側に位置していた。それに対して、粉挽き屋の住むミュールリートや地方裁判所所在地シュローベンハウゼンは、川の南側にあった。橋は、粉挽き屋と、彼の領主、客など、人間関係を繋ぐ生命線であった。

九 村共同体の紛争解決能力

前の粉挽き屋、オップロイトナーの時代には、村との対立の記録はない。むしろ、関係は良好であ

ったようだ。例えば、フーバーの件で村代表として、地方裁判区裁判所に出頭したミヒャエル・デルシュなる人物は、1753年のオプロイトナーの遺言書の証人として署名した人物である。また、オプロイトナーの時代は、シュローベンハウゼンの地方裁判官トラップが、エーデルスハウゼンの代官も兼任していた。

なぜフーバーの時代になって、関係が悪くなったのか。フーバー夫妻の性格に由来するものもあったろう。また、彼らが、「よそ者」として村に入ってきたことも関係していよう。フーバーの妻、マリア・アンナは近隣の村（オーバーラウターバッハ）出身で、夫の方は、ミュールリートから30キロも離れた村（オスターホルツェン）の出であった。しかも粉挽き屋という特殊な職業で、領主も異なる。よそ者が村になじむのが、依然として困難な時代であった。橋の遮断棒もよそ者を排除するためと随所に述べられている。

しかし、より重要なことは、この紛争をめぐって、ミュールリート村に、紛争解決能力が備わっていないことが露呈したことである。紛争処理の過程で、粉挽き屋にはザンディツェル家、ミュールリート村にはシュローベンハウゼン地方裁判官といった裁判領主が、当事者に代わって、紛争処理にあたっている。しかも、両者とも、自らの臣民の利害を代弁、保護している（ここには、家父長主義的領主・臣民関係が窺える）。村自体は、紛争解決への自浄能力を有していなかったことになる。恐らく、かつては持っていたであろう村の紛争解決自浄能力は、地方裁判区直轄村に、貴族の裁判権が侵食することによって、失われていったのではないか。先のランゲンモーゼンの村法にみられるごとくである。地方裁判区直轄村への貴族の裁判権の拡大は、エーデルマンズフライハイムという形で、1557年に初めて導入され、17～18世紀の過程で、さらに拡大していった⁽²⁶⁾。こうして、村、村民は、あらゆる紛争処理を、自らの裁判領主に依存するようになり、村の自治機能は麻痺していった。村共同体（ゲマインデ）の再生は、19世紀以降の改革を待たねばならない⁽²⁷⁾。

注

(1) 遺言書は、Stadtarchiv Schrobenhausen, Schloß archiv Sandizell B105, Briefsprotokoll 1753/1754, Testamentum, 13.3.1753.

(2) 死後30日目の最後の死者ミサ。普通、この日に遺言書が開封される。この日に喪が明け、未亡人（同様に男性側も）は再婚可能となった。7日目にも法要があり、第2回目の死者ミサが催される（Reinhard Riepl, *Wörterbuch zur Familien- und Heimatforschung in Bayern und Österreich*. Oberbergkirchen, 2004, „Drei ß igst“）。死者ミサとは、煉獄の魂を浄化させ天国に導くもの。

(3) これについては以下参照。Egid Börner, *Dritter Orden und Bruderschaften der Franziskaner in Kurbayern*. Werl/Westfalen, 1988.

- (4) 1730年8月25日付所有権証(シュローベンハウゼン保護裁判区裁判所)によるものと述べられている。所有権証によれば、土地移転の際には、3団体に査定金額が渡され、もし現金が調達できない場合は、採草地を売却して、お金を工面するよう指定されている。
- (5) Helmut Günter(Hg.),*Das Bayerische Landrecht von 1616*.München,1969.
- (6) *Codex Maximilianeus Bavaricus,Civilis*.München,1756,Neudruck,1997.
- (7) B105,Specification.
- (8) 詳しくは以下参照。拙稿「ザンディツェル・18世紀後半バイエルンのホーフマルク構造とホーフマルク裁判所の温情主義」『メトロポリタン史学』2(2006年)、136頁以下。
- (9) Riepl, „Ehaftgewerbe“ .
- (10) 拙稿「ザンディツェル」152頁以下。戸数等については以下同。
- (11) *Historischer Atlas von Bayern:Schrobenhausen*.München,1977,S.65,81f.
- (12) 拙稿「啓蒙と瀆神のはざままで - 18世紀後半ドイツ・バイエルンの宗教をめぐる国家の論理と民衆文化」『近代ヨーロッパを読み解く』ミネルヴァ書房、2008年。
- (13) B105,2 Vergab pro 2300 Gulden.
- (14) *HAB:Schrobenhausen*,S.58.
- (15) B105,2 Heuraths Brief pro 1032 Gulden.
- (16) 1753年11月16日付け結婚契約書によれば、小農の土地を相続した娘に仕立て屋が持参金をもって婿入りし、見返りに新郎は土地・財産を譲り受けた。1754年11月14日の結婚契約書によれば、男やもめの小農に、同じく小農の娘が持参金をもって嫁入りしたが、今度は新婦が、新郎から、土地・財産を譲り受けている。後者の場合、新郎が老齢だったことが推測される(B105)。
- (17) B105,Neustifts Handlung.
- (18) B105,Verzeichnu β .
- (19) B105,Fristen Erlag.
- (20) W.R.Lee,*Population Growth,Economic Development and Social Change in Bavaria 1750-1850*.New York,1977,p.283f.女性への暴力は日常的であったといわれる。
- (21) *HAB:Schrobenhausen*,S.58,96.
- (22) A806:Abschrift der Confirmation des Langenmosener Herbstrecht 1768.
- (23) A185:Haus- bzw. Bauplatztausch zwischen dem Müller Johann Hueber von Mühlried und Michael Grünewald wegen Hochwasserschadens.
- (24) A705:Die Weigerung des Müllers zu Mühlried,zum Brückenbau der Gemeinde beizutragen.
- (25) A704:Wiederherstellung der Brücke über die Paar bei der Mühle zu Mühlried.
- (26) 拙稿「序論：18世紀後半ドイツ・バイエルン農村の人間関係」『宇都宮大学教育学部紀要』57

(2007年)、57頁。

(27) 19世紀にはいると、バイエルンでは、貴族の裁判権は事実上廃止され、警察権や救貧事業をもつ自立的村共同体（ゲマインデ）創設の方向に向かう。ゲマインデは、近代国家の手足として動く地方自治の要と期待される（*HAB:Schrobenhausen*,S.102,S.Hiereth,*Die bayerische Gerichts- und Verwaltungsorganisation vom 13.bis 19.Jahrhundert*.München,1950,S.25ff.）。

親類の相関図

➡ (経営権の流れ)

